

1. 件名：原子燃料工業（株）東海事業所の令和4年度定期事業者検査報告（終了時）についての面談

2. 日時：令和5年5月15日（月）11時20分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、永井主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官

原子燃料工業（株）

東海事業所 環境安全部長 他1名

5. 要旨

○原子燃料工業（株）（以下「事業者」という。）から、東海事業所における令和4年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（終了時）について、資料に基づき以下の説明があった。

●令和4年11月16日から開始した東海事業所の令和4年度定事検は令和5年3月28日に終了した。

●今回の定事検において、各検査項目の総合判定は「合」である。

●定事検報告書（定期事業者検査開始時）（以下「定事検報告（開始時）」という。）からの主な変更点は以下のとおり。

① 検査項目に放送設備の一斉放送検査を追加。

② 「施設管理実施計画の始期及び期間」の始期を今回の検査実績を受けて、令和4年11月16日に変更。

③ 「施設管理実施計画」の表1-1及び表1-2の記載を変更。

④ 「施設管理実施計画」検査番号7「気体廃棄設備の処理能力検査」及び検査番号16「濾過装置の性能確認検査」において、不適合事案を反映し設備・機器名称を変更。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

●今年度の定事検の結果は了解した。

●令和5年度の定事検については、現在、新規制基準対応工事中であることから、今年度と同様に実施の1ヶ月前までに定事検報告（開始時）の面談を行う。なお、新規制基準適合が確認され、加工施設が再稼働した後は、法令に基づき定事検を実施することとなる。その場合には、検査開始の3ヶ月前までに定事検報告（開始時）を提出すること。

○事業者から、令和5年度の定事検報告（開始時）については、実施の1ヶ月前までに提出する旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査終了時）

以 上